

学校いじめ防止基本方針

1 基本姿勢

本方針は、国が定める「いじめ防止基本方針」、地方公共団体が定める「地方いじめ防止基本方針」に準拠する。また、全教職員で全ての教育活動を通じて豊かな心の育成を図り、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、再発の防止などについて校内体制の充実を図ることを旨とする。

2 いじめ防止に向けた取り組み

(1) 生徒の心を育てる

- ・ 道徳の授業と生徒会や学級活動などでの生徒の自発的な取り組みを中核にした全ての教育活動を通じ、道徳教育・人権教育及び体験活動等を充実させることによって生徒の豊かな情操と道徳心を培い、対人交流能力の素地を養う。

(2) 学校の組織力を生かす

- ・ 全教職員が常に報告・連絡・相談を意識しながら教育活動にあたり、学年団を中心に生徒一人ひとりの状況を把握・対応する。
- ・ 教職員は常に、いじめがあるのではないかという危機意識をもち連携して生徒指導にあたる。
- ・ いじめ防止についての指針を明確にするために、「いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会）」を設置する。
- ・ 教育相談担当者やスクールカウンセラーを中心とした、生徒及び教職員・保護者対象の相談など、相談体制の充実を図る。

(3) 教職員の指導力を磨く

- ・ いじめ防止への意欲向上、道徳の授業力向上、教職員自身の人権感覚練磨、教育相談の充実、生徒理解の一層の向上など、校内研修や職員会・学年団会などを通じて指導力の向上を図る。
- ・ 学習指導の工夫と改善による「分かる授業」の徹底により、生徒の心の安定を図る。
- ・ インターネット上のいじめについての教職員研修の継続実施により、現状や最新の対処などについて理解・習得し、計画的かつ即応的な生徒や保護者啓発に取り組む。
- ・ 特に配慮が必要な生徒については、当該生徒の特性を踏まえて適切に指導を行い、いじめの未然防止に努める。

3 いじめ早期発見のための取り組み

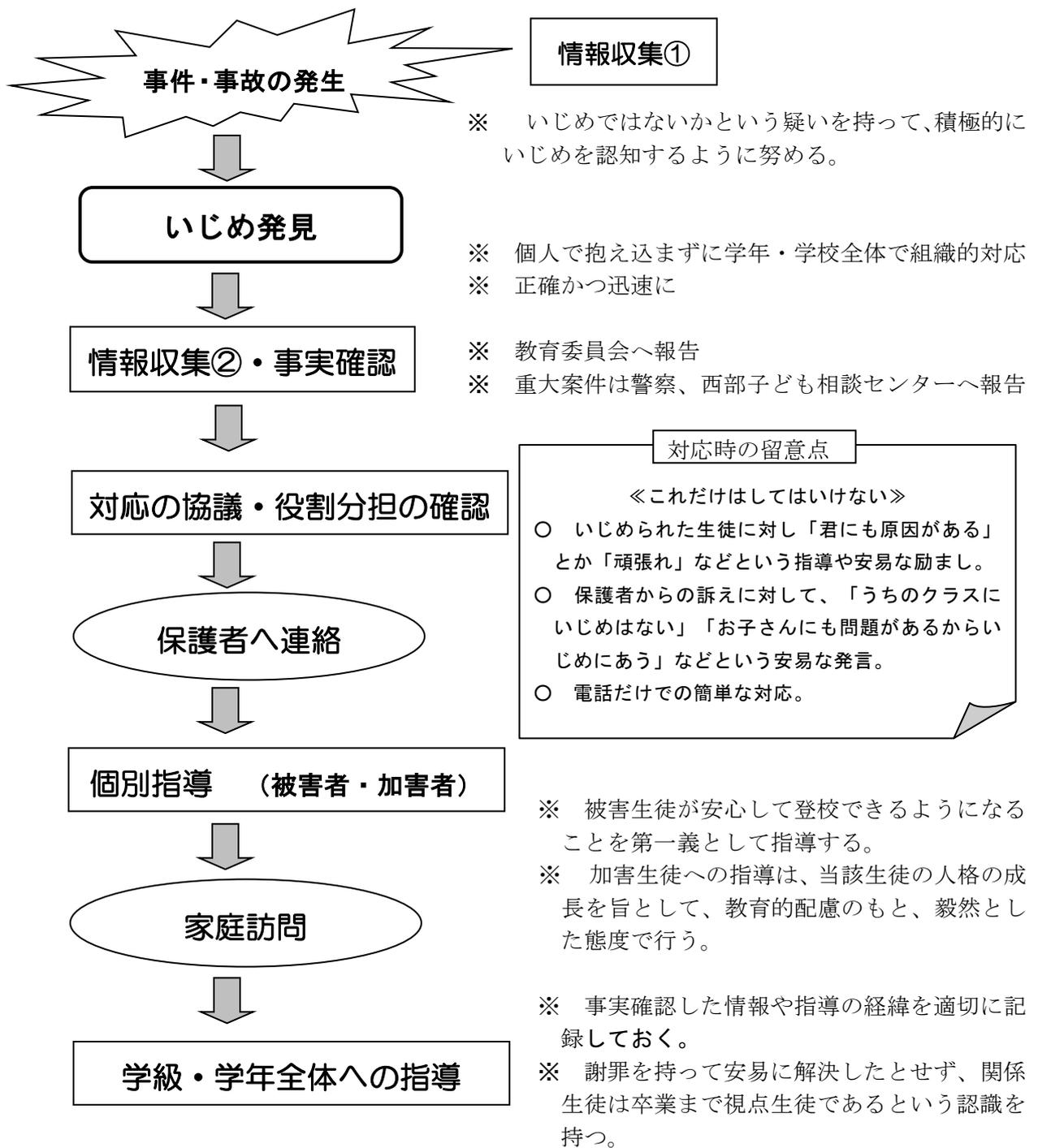
(1) 生徒に対して

- ・ 全生徒を対象に、いじめアンケート（生活調査）を定期的実施する。
- ・ 全生徒に対しての学級担任による定期的な教育相談、教育相談担当者やスクールカウンセラーによる適時のカウンセリングなど、相談体制の充実を図る。
- ・ 休み時間や放課後などを利用して、教職員と生徒がふれあう時間を確保し、信頼関係を築き深めることで、自他が受けているいじめについて安心して相談できる環境をつくる。
- ・ 生徒から相談のあった事案については、必ず迅速に対応する。

(2) 保護者や地域に対して

- ・ 各種通信類や学校ホームページに、いじめ防止の取り組みやいじめ早期発見の手立て等を掲載して啓発する。また、その内容は入学式や年度始めに生徒、保護者に説明する。
- ・ 保護者対象の「いじめ相談窓口（教頭・生徒指導主事）」を校内に開設し、来校する機会を増やすなど、相談しやすい環境をつくる。
- ・ 学級や部活動を通じてのPTA活動を活性・深化させ、保護者が連絡・相談しやすくなるような信頼関係を広げる。

4 いじめ事案への対処



5 いじめ根絶に向けた取り組みの評価

- ・ 本方針に基づく取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、評価を踏まえて取り組みの改善を図る。
- ・ 評価に際しては、いじめの有無やその多寡にこだわるのではなく、積極的にいじめを認知しようとする姿勢、事案に対する適切な対応を肯定的に評価するよう心がける。

【平成27年度策定】

- 【平成29年度改定】
- ・ 「いじめの防止等のための基本的な方針」の改訂及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定について（H29.3月文部科学省）
 - ・ 香川県いじめ防止基本方針の改定（H29.6月）を受けて